

# 紫原中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題でもある。

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）鹿児島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を踏まえ、紫原中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定し、これまでの学校での取組をより実効的なものとし、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## II いじめの防止等の対策に関する基本理念

### 1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。と定義されている。

### 3 いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 4 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの生徒から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

## III 学校の基本方針の内容

本校の基本方針はいじめの問題への対策を総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携をより実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に「いじめ防止対策推進法」の趣旨

・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、子どもをきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

#### IV いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### 1 いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは絶対許さない」ということを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、地域全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、学校、地域、家庭と一体となって進めていけるような普及、啓発が必要である。

##### 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

##### 3 いじめへの対処

学校はいじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

##### 4 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点からいじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

##### 5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## V いじめ防止対策委員会の設置

### 1 目的

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は「紫原中学校いじめ防止対策委員会」とする。

### 2 機能

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- (2) 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取り組みに対して協議、調整、評価を行う。
- (3) 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

### 3 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。学校の管理職や生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。

## VI 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

### 1 いじめ防止のための取組

#### (1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り「いじめ防止啓発強調月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校生徒を対象にいじめに関する講話等を行う。

イ 年間を通じて、適宜、生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

#### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 生徒会を通じて生徒が主体的に考え、いじめを防止する取り組みを推進する。

イ いじめ防止等に向け、教職員、生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。

ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

エ さまざまな体験活動と読書活動の充実を図る。

オ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。

カ 部活動を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。

#### (3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを推進する。

イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。

エ 保護者同士コミュニケーションがより図れるよう P T A 活動を活発に進める。

#### (4) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

### 2 いじめの早期発見の取組

(1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

(2) 「いじめアンケート」や「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用）」を定期的の実施し、その分析を行う。

(3) いじめについて生徒や保護者が校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。

(4) 生徒、保護者、地域等へ来所や電話、メール等での相談窓口を周知する。

(5) 教員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活の記録等を活用して交友関係や悩みを把握する。

(6) 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。

(7) 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

### 3 いじめに対する措置

#### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その生徒の立場に立って、話を十分に聴いた上で可能な限り早急に対応する。

ウ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

#### (2) いじめの事実確認と報告

ア いじめ防止対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長はその結果を教育委員会に報告する。

イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署と相談し適切に対処する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。

イ いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。

イ はやしたてる行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

イ ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局、警察署の協力を求める。

ウ ネットパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

#### 4 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(1) 誰でも生徒からの相談窓口になれるようにする。

(2) 学期毎に教育相談を実施し、生徒が担任に相談しやすい環境を整える。

(3) 初期の段階でスクールカウンセラーによる教育相談を実施する。

#### 5 生徒が主体となる取組

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(1) 生徒会によるいじめ撲滅の宣言をする。

(2) 学校行事や生徒会活動での生徒の自主的な活動場面を増やし、生徒がさまざまな人間関係の中で成功体験等を積めるようにする。

#### 6 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。

(1) 年度始めに本校のいじめ防止基本方針を全教職員に提示し、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修を実施し、共通理解を図る。そして、早期発見を重視し、解決には全教職員が組織的に対応することを明示する。

(2) 校内研修で道徳教育と体験活動を見直し、対人交流の能力を向上させ、いじめを予防する。そのため、道徳教育や体験活動の全体計画等を見直し、全教育活動で生徒の心を育てることを再確認する。

#### 7 地域や家庭との連携

(1) PTA総会や懇談会等を啓発の場ととらえ、本校の基本方針やいじめ問題の重要性について保護者の理解や認識を高めるように努める。

(2) 学校運営協議会や地域の人々との懇談会等で、保護者や地域住民に対して、学校の取組を説明し、情報の提供や相談が気軽にできる雰囲気醸成する。

(3) 学校便りや生徒指導通信等で、いじめに関する記事や生徒の努力を認める記事を増やし、学校の教育活動に対する地域の方々の関心を高める。

#### 8 関係機関との連携

(1) いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、スクールサポーターへ相談したり、警察者と連携したりして、諸問題に対処する。

(2) 警察署や市の教育相談室、児童相談所等の関係機関との連携体制を日頃から構築しておく。

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
市教育委員会青少年課	227-1971	県警察本部(少年科-他外)	232-7869
鹿児島南警察署	269-0110	紫原交番	258-1766
県総合教育センター教育相談課	294-2200	中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260		

## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態の発見と調査

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
  - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

### (3) 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については教育委員会が作成したものや学校独自のものを使用する。

### (4) 調査結果の報告

ア 学校はその事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、市長に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

## 10 いじめと法律上の責任について

### (1) 刑事責任

刑事罰を受けなければならない法的な地位のこと。いじめは軽い気持ちで行われていることが多いが、れっきとした犯罪。軽い気持ちで行ったことが取り返しのつかない結果を招くことにもなりかねない。

#### 民事責任

違法な行為を行った人が損害賠償を支払う義務を課せられること。いじめの加害者には、刑事責任が発生するだけでなく、損害賠償を支払う義務が生じることがある。また、その義務を負うのは、いじめをした人やいじめをした人の親などの親権者である。

### (2) いじめをめぐる民事裁判例

ア 福島地方裁判所 平成31年2月19日判決

イ 大津地方裁判所 平成31年2月19日判決

いじめの関係者はみんな苦しむことになる

いじめられた人が苦しむことはもちろんだが、いじめた人やその家族も多額の損害賠償の支払い義務を負うことになり、いじめた本人だけでなく家族も苦しむことになる。